

議案第 60 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表市川市あおぞらキッズ 1 の項中「第 4 3 条第 1 号」を「第 4 3 条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）
- (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）
- (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児支援利用援助（以下「障害児支援利用援助」という。）
- (4) 法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する継続障害児支援利用援助（以下「継続障害児支援利用援助」という。）

第4条の表市川市おひさまキッズ1の項中「第43条第2号」を「第43条」に、「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 児童発達支援

第5条の2第1項中「通所給付決定保護者は」を「法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は」に改める。

第9条の2第1項及び第10条中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第25条第2号を次のように改める。

(2) 法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関すること。

第26条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第32条第2項第1号中「法第6条の2の2第2項に規定する」及び「同条第4項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正に伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。